

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十六年十二月五日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十六年六月十二日奈良県指令建第九四―三〇号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十六年十一月二十六日建第八三五九号
公共施設に関する工事の検査済証 平成二十六年十一月二十六日建第五〇二九号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市小綱町六三番三、六四番三、六四番四及び六六番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和郡山市北郡山町三一二番地八
和光建設株式会社 代表取締役 峠隆雄

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 橿原市小綱町六四番三及び六四番四の各一部
下水道 橿原市小綱町六四番四の一部